

令和4年度 指定管理業務 実績評価シート

作成年月日 令和5年7月31日

部課名 福祉部介護福祉課

施設名	城西老人福祉センター
施設の設置目的	老人福祉施設として、高齢者に関する各種相談に応じるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする。
所在地	弘前市大字城西四丁目1番地3
指定管理者名	社会福祉法人 弘前草右会
指定期間	令和2年4月1日から令和6年3月31日まで
1 事業計画の実施状況 施設の設置目的を理解し、協定書、管理業務基準書及び事業計画書に基づいて、概ね計画通りに実施されている。	
2 自主事業の実施状況 自主事業はなし。	
3 市民サービス向上のための取組状況 生きがい教室やサークル活動を活発に行い、各種活動の様子を撮影し、利用者同士で楽しめるよう掲示したりするなど、意欲的な活動を促す工夫をしている。 施設管理の面では、簡易修繕料を利用して雨漏りの修繕や暖房設備のメンテナンス等を行い、安全に利用できるような取り組みを行っている。	
4 市民ニーズの把握の実施状況 令和4年度利用者アンケートを、令和5年2月7日（火）～2月28日（火）の期間で実施。 令和5年4月21日（金）に集計結果を弘前市へ報告済み。	
5 施設の利用状況（利用者数、稼働率など） 令和4年度は、440団体(2,908人)、個人利用 0人、利用者数計 2,908人となっており、前年度を上回る数値となっている。 (参考：令和3年度は、369団体(2,202人)、個人利用 0人、利用者数計 2,202人)	
6 指定管理業務の収支状況 指定管理者の活動資金で収支を調整しており、適正である。	

7 実地調査の結果

基本業務のほか、利用者が快適に施設を利用できるよう、管理が徹底されていた。また、施設内での事故等についても迅速に報告・対応している。

8 成果指標の達成度

実績 2,908人 ÷ 目標人数 7,017人 × 100 = 達成度 41.4%

実績 89.5% ÷ 目標満足度 79% × 100 = 達成度 113.3%

※人数については、新型コロナウイルスの影響による休館はなく少しばかり利用人員は増えたが、引き続き、新型コロナウイルスの影響により目標人数を達成できなかったが、満足度は目標を達成できた。

9 評価

(1) 指定管理者の自己評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	B	自主事業は行っていないものの、関係法令の遵守を基本に、基本業務、付随業務等適切に実施できたと思われる。	施設の清掃状況等、利用者の細やかなニーズにもできる範囲で対応したい。
施設の管理	B	建物及び設備の維持管理等適切に行われたと思われる。	引き続き基本業務、個人情報の管理徹底などに努めたい。
経理の状況	B	帳票等の整備、事業の収支等適切に行われたと思われる。	引き続き経費の削減に努めたい。
団体の財務状況	B	前年度決算において、事業活動資金収支差額及び、当期末支払資金残高共良好であり、また、長期安定性を示す、純資産比率も良好である。	引き続き法人の財政安定に努めたい。

(2) 市の指定管理者に対する評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	B	関係法令等を遵守し、協定書・基準書・事業計画等に基づき概ね適正に実施されている。	今後も積極的な施設のPRや事業内容の充実・利用団体との連携を図ること。
施設の管理	B	安全対策等に関するマニュアルを定めて対応しているほか、個人情報、文書等の管理も適正に行われている。また、施設に不具合などが確認された場合は速やかに簡易修繕により対応している。	引き続き適正な管理に努めていただく。
経理の状況	B	収支状況、経費の削減、帳簿等の整備・保管について、概ね適正に実施されている。	引き続き適正な経理に努めていただく。
団体の財務状況	B	令和4年度決算を確認した結果、安定した施設管理が可能な経理的基盤を有していると判断される。	引き続き安定した財務状況の維持に努めていただく。

【評価の視点】

評価区分	評 価 の 視 点
施設の運営	法令等の遵守、使用許可、市の指定事業、付随業務、自主事業、公平性、職員配置・研修、開館時間・休館日、職員の接遇、利用者ニーズの把握・反映、事業計画の実施状況、業務報告など
施設の管理	利用者の安全対策、施設・設備の維持管理、個人情報の管理、文書等の管理、備品等の管理、緊急時対策、災害対策など
経理の状況	帳票等の整備、経理の区分、収支状況、経費の削減、帳簿等の保管状況など
団体の財務状況	安定的な施設の管理が可能な経理的基盤を有しているか

【評価の基準】

A	協定書・基準書等の内容を超える管理運営が行われたと判断できるもの (適正な管理運営に加えて、更なる取組みや成果があると評価できるもの)
B	協定書・基準書等の内容を概ね適正に実施していると判断できるもの (軽微な改善点はあったが、速やかに改善されているもの)
C	協定書等の内容に対して改善点はあったが、適切な改善策が講じられているもの
D	協定書等の内容に対して不履行があるものや、改善がなされていないものがあるもの

※「団体の財務状況」の評価基準☒

B	問題がない
C	今後に注意を要する
D	早急な改善を要する